

(仮称) 袋井市総合健康センター整備基本計画策定支援業務仕様書

1 業務名

令和8年度(仮称)袋井市総合健康センター整備基本計画策定支援業務委託

2 目的

令和8年4月に策定の「袋井市総合健康センター基本構想(保健・介護・福祉・子育て機能)(以下「基本構想」という。)」に基づき、(仮称)袋井市総合健康センターの建設に係る基本計画を策定する。

3 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 基本計画策定業務

受託者は、基本構想を踏まえ、次の事項を整理し、本市の関連する計画と整合性を図りながら、発注者が実施するパブリックコメントの結果を踏まえた基本計画の作成を行う。

(1) 建設候補地の比較検討(令和8年8月まで)

- ア 基本構想で検討した建設候補地を基本に、各種法令の諸条件を整理すること
- イ 比較検討にあたっては、基本構想の選定項目のほか、発注者が別途実施する交通量調査や地盤調査等結果を選定項目に加えること
- ウ 建設候補地におけるメリットデメリットを整理・分析すること
- エ 各建設候補地内での建物や駐車場の配置、交通動線等に対する考え方を整理し、基本構想で検討した配置案以外にも敷地内で配置可能な案を検討し、比較検討すること。なお、発注者と受託者と協議し、複数のパターンを絞ったうえで実施すること
- オ 各建設候補地の上記ア～エを踏まえた概算事業費(調査費、設計費、整備工事費等)を算定すること
- カ 上記ア～オを踏まえた建設候補地の比較検討資料を作成すること

(2) 基本計画(案)の作成(令和9年1月まで)

受託者は、基本構想の内容を適切に反映・継承したうえで、次の事項を整理し、基本計画(案)を作成すること。なお、本計画の全体構成案については、受託者からの提案をもとに協議のうえ決定するものとする。基本計画(案)のパブリックコメントは、令和9年2月頃に実施する予定。

ア 基本方針(施設整備の重要事項)の作成

- ・基本構想で整理した総合健康センターの各機能と今後の方向性を参考に、整備事業を進める上での指針とすること
- ・基本構想で示した保健・介護・福祉・子育て機能に、一次救急医療機能を加

えた基本方針を作成すること

- ・基本方針の作成にあたっては、袋井市公共施設等総合管理計画の基本方針と整合性を図ること

イ 施設内イメージの作成

- ・総合健康センターに導入する機能、諸室面積、ゾーニングや動線について検討し、階層ごとの施設内イメージ（機能別ゾーニング、配置図）を作成すること

ウ 事業手法の比較検討及び資金計画の作成

- ・事業実施に向けた整備スケジュールを検討し、合理的な事業手法についての比較検討を行うこと
- ・計画内容に基づき事業費を算出すること
- ・事業費に対する財源等を検討し、資金計画を作成すること

(3) 総合健康センター建設に係る検討会議資料の作成

- ア 次に掲げる各種検討会議の協議資料及び当該資料の根拠資料を作成すること。資料作成にあたっては、庁内検討委員会における議論・検討内容を基軸とし、各会議体の目的に合わせ、内容を精査・反映させながら段階的に昇華させた資料として整理していく

【対象となる各種検討会議】

- ① 総合健康センター基本計画庁内検討委員会（年間4回程度）
- ② 総合健康センター運営理事会（年間3回程度）
- ③ 市議会常任委員会（年間5回程度）
- ④ 上記委員会等を開催するために必要な打合せ等

(4) その他

- ア 基本計画概要版を作成すること
- イ 業務の検討内容及び遂行方法は、企画提案書に基づき実施すること
- ウ 計画の遂行状況により発注者との協議により業務内容を変更する場合があります
- エ その他必要に応じて、基本計画策定に必要な業務を行うこと

5 業務の実施条件等

- (1) 業務の遂行にあたっては、発注者と十分な連絡を保ち、処理方針については、発注者の指示及び承諾を受けるものとする。
- (2) 業務の遂行にあたっては、関係法令及び適用基準等を遵守しなければならない。
- (3) 業務の遂行には、総合健康センターの整備及び運営に関し、高度な情報収集力、分析力を要するため、受託者は指定された責任者等相当な知識と技術を要するスタッフを配置しなければならない。
- (4) 受託者は、発注者の保健・介護・福祉・子育て全般についての十分な理解の

もとに業務を遂行しなければならない。

- (5) 発注者は、受託者に対して情報の提供等、業務の円滑な遂行に協力するものとする。
- (6) 本業務の遂行によって生じる権利は、発注者に帰属するものとする。
- (7) 受託者は、業務により知り得た事項について、秘密を守り、他に漏らしてはならない。また、業務完了後においても同様とする。
- (8) 受託者は、業務の一部を第三者に再委託する場合には、事前に発注者の承認を得なければならない。

6 成果品

本業務の成果品は、次のとおりとする。印刷物の書式、成果品の提出方法等については、発注者と協議の上決定する。

- (1) 基本計画書 10部
- (2) 基本計画概要版 30部
- (3) 基本計画に係るホームページ掲載用電子データ 一式
- (4) その他本業務において作成した資料等 一式
- (5) 上記(1)～(4)のデータを記録したCD-ROM等の電子媒体 2枚
電子データは、編集可能な原本および最終版PDFをそれぞれ納品すること。
データは市の指定するクラウドストレージにアップロードし、バックアップとしてCD-ROM等の電子媒体×2を提出する。

7 成果品に係る著作権等

- (1) 本業務に係る成果品、資料等の所有権及び著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は発注者に帰属するものとする。
- (2) 受託者は、発注者の承諾を得ることなく成果品の内容を公表できない。
- (3) 受託者は、発注者及び発注者が指定する第三者に対し、著作権人格権（著作権法第18条から第20条に規定する権利）を行使しないものとする。
- (4) 受託者は、発注者に引き渡した成果品のすべてについて第三者の有する著作権等を侵害するものではないことを保証し、第三者の有する著作権を侵害した場合は、その損害を補償し、必要な措置を講じなければならない。
- (5) 受託者は、第三者の有する特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産を使用するときは、その使用に関する責任を負わなければならない。

8 工程表等の提出

- (1) 受託者は、契約締結交渉の際、次の書類を提出し、発注者の承諾を受けるものとする。
ア 工程表（企画提案書で提案した案に沿って作成または、発注者と協議の上作成すること）

イ その他、発注者が必要に応じて指定する書類

- (2) 受託者は、上記(1)に定める書類の記載内容に、変更が生じた場合には速やかに発注者に文書で報告し、承諾を得なければならない。

9 打合せ及び記録

本業務を適正かつ円滑に実施するため、発注者と受託者は密接に連絡を取り、業務の方針、条件等の疑義を解決するものとし、打合せの内容はすべて受託者が書面に記録し、相互に確認するものとする。

10 検査

- (1) 本仕様書に指定された成果品一式を納品し、発注者の検査の合格をもって業務の完了とする。
- (2) 成果品に瑕疵があることが判明した場合、受託者は直ちに訂正、補足、その他必要な措置を講ずること。業務が完了し、引き渡し後であっても同様とする。
- (3) 検査及び訂正等の措置に係る費用は、受託者の負担とする。

11 支払条件

支払いは、業務完了後の一括払いとする。

12 その他

- (1) 本業務について必要な資料については、発注者と調整した上で収集するものとする。なお、受託者は収集した資料を毀損又は滅失しないよう丁寧に扱い、本業務完了までに返却すること。
- (2) 成果品については、その全部又は一部を広く市民に公表することとなるため、平易な表現で、図表化するなど視覚的に分かりやすいものとする。
- (3) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合及び受託業務の細目については、発注者と受託者で協議の上決定するものとする。